

野田市告示第41号

景観法（平成16年法律第110号）第8条1項の規定により景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、野田市景観計画を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

- 1 景観計画の名称
野田市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
野田市全域
- 3 効力の発生する日
令和7年7月1日
- 4 縦覧場所
野田市建設局都市部都市計画課